

# 吹田民主商工会 いんぷお めしよん



吹田市川園町20-1  
TEL (06) 63383-2211  
FAX (06) 63382-8160  
http://www.suita-minshou.com  
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

## 税務署の「書類の提出」依頼について

吹田税務署より「書類の提出について」との表題で個人白色申告の会員の皆さんに収支内訳書の提出を求める通知が届いています。

### 「収支内訳書」とは

この「収支内訳書」は1984年に国税通則法が改悪され法制化されました。「添付しなればならない」とされましたが、民商・全商連が中心となって短期間に60万人と17500団体の署名が集められるなど大きな反対運動により、「訓示規定」となりました。

また当時の参議院大蔵委員会では「記帳・記録保存及び確定申告書に添付する書面制度等に関しては、その内容方式等について納税者に過大な負担となることがないよう十分留意するとともに、適正な運用に努めること」と「付帯決議」がなされました。財務省令では収入については売上・賃貸料・家事消費・その他の収入の4科目、費用では売上原価・雇人費・外注工賃・減価償却費・貸倒金・地代家賃・利子割引料を科目別としてそれ以外は「その他の経費」にまとめられました。しかし今の収支内訳書は「その他の経費」についても詳細な科目別の記載欄や売上先・仕入先・地代家賃など取引先の名称や取引金額、従業の氏名・支払金額などの記載欄まで設けられており、財務省令に反した様式を国税庁は使用していません。

### 文書にある「行政指導」とは

今回の「書類の提出について」も例年と同じ文書になっています。収支内訳書の提出のお願いは「行政指導」とされていますが、行政指導については「行政手続法」で規定されています。その中の第32条(行政指導の一般原則)では「行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるもの」とされ、その2項では「行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない」とされています。ですからこの文書で「税務署では、(中略)調査を実施する場合があります」と記述されていますが、提出のお願いとは関連する記述はされていません。この「お願い」に応じるか応じないかは納税者の意思に任されているものです。

## 収支内訳書返還集会

税務署からの文書の返還を希望される方は集会を行いますのでご参加ください。

- 7月19日(月) 19時00分 民商会館
  - 7月23日(金) 14時00分 亥子谷コミセン
  - 7月27日(火) 14時00分 内本町コミセン
- 短時間の集会后、返還行動に移ります。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と一緒！

## 所得税の予定納税について

所得税・復興特別所得税の予定納税についてお問合せが増えていきます。所得税・復興特別所得税は前年分の申告納税額が15万円を超えると予定納税が発生します。(一部例外あり)今年の納付期限は第1期分が8月2日です。

今年からは年初から緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が続いています。営業に大きく影響を受け納税が難しい場合、「予定納税の減額申請」という制度があります。今年6月30日での現況で1年分の所得金額や控除金額を見積りして申請します。申請期限は7月15日(木)までとなっています。減額申請を行うためには今年6月30日までの収支計算と令和2年分の確定申告書から所得控除金額の見積りが必要になります。申請書は国税庁のHPからダウンロードできます。民商事務所でも準備できますのでご連絡ください。

## 全商連青年部協議会・オンライン経営学習会

民商・青年部には、全国で1万人を超える業者青年が所属しています。全国をオンラインでつなぎ、業者青年の商売の知恵と工夫を学び合います。みんなでコロナ禍を乗り越えましょう。

日時 7月17日(土) 19時00分～21時00分

### 内容 分科会

- ① 補助金獲得・経営計画書づくり  
持続化補助金を獲得した業者青年が報告。実際に採択された経営計画書を見ながら、中小企業診断士が作成のポイントを解説します。
- ② SNSの活用について  
SNSを新規開拓・ファン獲得につなげている青年とウェブマーケティング業の青年の報告。実践に生かせるSNSの活用術を学びます。

### 参加方法

- ① 視聴会場・大商連会館 大阪府中央区玉造2-28-4
- ② 個人で視聴される方は、「事前登録」が必須です。申込後に事前登録URLと視聴方法を送ります。大商連の視聴会に参加か所属の民商事務所、自宅・店舗で視聴するかを民商までご連絡ください。

## 伝言板

無料法律相談

7月15日(木) 13時00分 吹田民商会館  
北大阪総合法律事務所による出張相談です。相談を希望される方は必ず予約のご連絡をください。